

# 第3部 計画の展開

## 第1章

### 基本目標1 壁をなくし認め合って生きるために

【分野】

1 啓発・広報

2 生活環境

## 1 ノーマライゼーションの意識啓発の充実

重点施策

### 《現状と課題》

地域共生社会の実現のためには、障害のある人とない人がお互いについて理解し、尊重し合うことが大切です。

しかしながら、本市の障害者(児)生活実態調査によると、障害や病気などのために差別的な取扱いを受けたり、嫌な思いをしたりしたことがある人は、減少傾向ではあるものの依然として少なくなく、特に、知的障害や精神障害、発達障害など外見からは分かりづらい障害の人で多くなっています。インタビュー調査等においても、難病や精神障害、発達障害などに対する無理解や偏見が、暮らしにくさの要因となっていることが指摘されています。

こうした障害に対する偏見や差別意識を解消し、ノーマライゼーションの意識をさらに浸透させるためには、広く市民に向けた障害者理解に関する啓発や広報、関係者への福祉教育の充実が不可欠です。

### 《基本方針》

◆地域共生社会の実現に向けて、障害者理解のための啓発・広報活動や福祉教育を推進します。

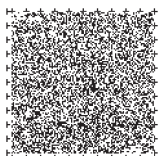
### 《施策の方向》

#### (1) 障害者理解・配慮のための啓発・広報活動の推進

○広報紙やホームページなどの様々な媒体や各種事業などの機会を活用し、障害や難病等に関する啓発・広報に取り組みます。

### 《具体的施策》

| 番号 | 施策名称                                | 施策内容  | 所管部署                              |
|----|-------------------------------------|---|-----------------------------------|
| 1  | 「久留米市人権教育・啓発基本指針」に基づく障害者問題の理解・啓発の促進 | 「久留米市人権教育・啓発基本指針」に基づく施策の展開により、偏見や差別などの人権問題の解決のため全庁的な啓発活動の推進を図ります。   | 協働推進部<br>人権・同和对策課                 |
| 2  | 障害者問題に関する広報の充実                      | 難病等を含む障害に対する市民の理解を深めるため、啓発・広報に努めます。<br>◆数値目標◆<br>H35年度(2023年度)「障害がある人が地域で暮らすためには、みんなで支え合うべきだ」と積極的に思う割合60%以上 | 健康福祉部<br>障害者福祉課<br>保健所健康推進課<br>全庁 |



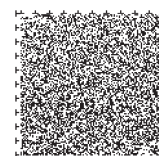
| 番号 | 施策名称             | 施策内容  | 所管部署              |
|----|------------------|---|-------------------|
| 3  | 人権啓発における障害者問題の啓発 | 人権啓発センター展示室「さまざまな人権問題」展示コーナーにおいて、障害者の人権に係るパネル展示を行うほか、各種団体を対象とした研修において、障害者の人権についての学習や、啓発冊子へ障害者問題の啓発記事の掲載を行います。     | 協働推進部<br>人権啓発センター |
| 4  | 人権教育による啓発        | 「なるほど人権セミナー」・「人権のまちづくりコーディネーター講座」など人権講座の中で、障害者に関する問題について啓発していくとともに、学習機会の充実に努めます。<br>◆数値目標◆<br>各企画での障害者問題の啓発 1 回以上 | 市民文化部<br>生涯学習推進課  |
| 5  | 障害者問題啓発事業の実施     | 市民団体企画への補助などにより、障害者問題の啓発事業を行います。<br>◆数値目標◆<br>年間目標 4 件程度  | 健康福祉部<br>障害者福祉課   |
| 6  | 団体実施イベントの支援      | 障害者団体などが行う各種イベントに関する広報や実施支援を行います。   | 健康福祉部<br>障害者福祉課   |

## (2) 福祉教育の充実

○社会教育の一環として、人権問題や障害者問題に関する学習機会の充実に努めます。

### 《具体的施策》

| 番号 | 施策名称                 | 施策内容  | 所管部署                                |
|----|----------------------|---|-------------------------------------|
| 7  | 障害者問題に関する視聴覚教材の充実と活用 | 障害者問題に関するビデオ・映画など、啓発のための教材の整備充実と活用に努めます。<br>◆数値目標（中央図書館）◆<br>毎年度 DVD 資料 1 点購入 | 協働推進部<br>人権啓発センター<br>市民文化部<br>中央図書館 |
| 8  | 障害者問題に関する市職員研修の充実    | 市職員を対象とした接遇研修や障害者をテーマとした人権研修等を実施し、職員の合理的配慮等の知識習得と障害者問題に関する意識啓発に努めます。          | 総務部<br>人材育成課                        |
| 9  | サービス事業者への障害に関する研修の実施 | サービス事業者の障害に対する知識や対応技術の向上を図るための研修を実施し、様々な障害の方も安心してサービスを利用できるようにします。            | 健康福祉部<br>障害者福祉課                     |



## 2 情報アクセシビリティの向上

### 《現状と課題》

障害の有無に関わらず、暮らしを営む上では、誰もが生活に係る様々な情報を取得できることが不可欠です。障害者や難病患者など支援が必要な人であれば、特に重要となります。

障害者基本法では、基本原則である共生する社会の実現のため、「全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること」を求めています。また、障害者差別解消法においても、障害者への合理的配慮の提供が義務化されるなど、情報のバリアフリー化が求められているところです。

本市では、情報バリアフリー指針に基づき、分かりやすい情報の発信や音声コード・点字・音訳の活用、手話通訳者・要約筆記者の派遣などにより、障害者の情報取得及び活用機会の拡大に取り組んできました。今後は、災害などの非常時における安全確保のための確かな情報提供のあり方など、障害者が情報を使う場面や使い勝手といった情報のアクセシビリティへの配慮など、更に取組を推進することが必要です。

また、障害者の情報取得や意思疎通の手段として、インターネットや携帯電話、音声コード等の情報ツールやクチコミは有効であり、情報アクセシビリティの向上のため、こうしたツールやネットワークを活用するための環境づくりや周知活動などの支援を行うことも大切です。

### 《基本方針》

◆障害者が生活に必要な情報を入手・活用したり、自由に意思疎通したりできるよう、障害の特性などに配慮した情報取得やコミュニケーション支援の充実を図ります。

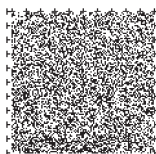
### 《施策の方向》

#### （1）情報アクセシビリティの推進

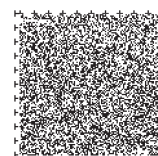
○情報バリアフリー指針に基づき、情報取得・活用面で制約のある障害者への配慮として様々な取組を複合的に行うなど、情報アクセシビリティの取組を推進します。

### 《具体的施策》

| 番号 | 施策名称                     | 施策内容   | 所管部署            |
|----|--------------------------|--|-----------------|
| 10 | 情報バリアフリー指針の推進            | 情報バリアフリー指針に基づき、市が行う情報発信（講演会の開催、出版物の発行等）について、障害者の情報取得に係る配慮を推進します。また、障害者のニーズを把握し、情報アクセシビリティの在り方についての検討を行います。 | 健康福祉部<br>障害者福祉課 |
| 11 | 分かりやすい言葉づかい、理解しやすい伝え方の推進 | 市が発出する各種情報（紙媒体・IT媒体等）について、誰もが理解しやすい分かりやすい言葉づかいや表現、理解しやすい伝え方（絵図等の活用など）に努めます。                                | 総合政策部<br>広報課    |
| 12 | 各種通知などの点訳・音声コード添付などの推進   | 「広報くるめ」や「市議会だより くるめ」の点訳・音訳版の発行のほか、各種通知や行政資料などの行政文書について点訳・音声コード添付やわかりやすい表現版の作成などの障害特性に応じた方法による提供に努めます。      | 全庁              |



| 番号 | 施策名称                         | 施策内容   | 所管部署                  |
|----|------------------------------|--|-----------------------|
| 13 | 点字通知が必要な方に関する情報の一元化および全庁的な活用 | 各種通知や行政資料などの行政文書について点字による通知が必要な方に関する情報を一元管理し、各課が文書を発する際に活用できる仕組みづくりを行います。                | 健康福祉部<br>障害者福祉課<br>全庁 |
| 14 | 手話通訳者・要約筆記者派遣                | 聴覚障害者の参加が見込まれる市事業及び聴覚障害者の要請に基づき、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。                                       | 健康福祉部<br>障害者福祉課<br>全庁 |
| 15 | 盲ろう者向け通訳・介助員の派遣              | 盲ろう者の要請に基づき、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。                                      | 健康福祉部<br>障害者福祉課       |
| 16 | 障害福祉サービスなどの情報提供・相談の充実        | 広報紙や事業者ガイドブック、ホームページなどの多様な媒体を活用して、障害福祉サービスなどに関する情報提供を行います。また、相談の手段としてインターネットの更なる活用を図ります。 | 健康福祉部<br>障害者福祉課       |
| 17 | 情報機器の利用方法などの周知               | 音声コードやインターネット等の情報機器の利用促進を図るための周知活動等に取り組みます。  | 健康福祉部<br>障害者福祉課       |



### 3 | 障害者にやさしいまちづくりの推進

#### 《現状と課題》

障害者の自立と社会参加のためには、障害者が暮らしやすい生活環境を整備することは非常に重要です。

本市では、「バリアフリー法」や「福岡県福祉のまちづくり条例」などにに基づき、誰もが快適で生活しやすいユニバーサルデザインの視点に配慮しつつ、道路や公園、各種施設などの公共施設の整備を計画的に進めてきました。

しかし、障害者(児)生活実態調査によると、身体障害者の4～5人に1人が依然として道路・建物の段差や公共交通機関の乗り降りに不便を感じており、また、多くの人々が障害者用の駐車スペースや案内表示、障害者用トイレが不十分と感じている状況です。

障害者にやさしいまちづくりを進めることは、誰にとっても暮らしやすいまちづくりを進めることとの認識のもと、当事者ニーズを把握しながら、今後も公共施設などの整備を計画的に進めていくことが必要です。

また、こうしたやさしいまちづくりのためには、公共交通機関や民間施設の関係事業者等の理解・協力が不可欠であることから、これらの事業者との連携強化を図ることも大切です。

#### 《基本方針》

- ◆公共施設や道路などの歩行空間、公園などの公共空間や市営住宅について、バリアフリー化やユニバーサルデザインの視点による整備を計画的に推進します。
- ◆公共交通機関や民間施設などの関係事業者に対し、バリアフリーやユニバーサルデザインによる施設等の整備についての理解・協力を求めています。

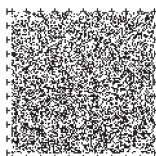
#### 《施策の方向》

##### (1) 施設などのバリアフリーの推進

- 「バリアフリー法」や「福岡県福祉のまちづくり条例」などにに基づき、市庁舎や公園、道路、学校などの公共施設や、民間施設のバリアフリー化を推進します。

#### 《具体的施策》

| 番号 | 施策名称                       | 施策内容   | 所管部署           |
|----|----------------------------|--|----------------|
| 18 | 公共施設の整備・改善                 | 市庁舎や公園・道路(歩道)、市営住宅、学校等の公共施設の整備・改善を行いバリアフリー化に努めます。          | 全庁             |
| 19 | 民間施設等のバリアフリー化の促進           | 公共性の高い民間施設や道路等について、関係機関へバリアフリー推進の働きかけを行います。                | 全庁             |
| 20 | 福岡県福祉のまちづくり条例に基づく届出・完了検査制度 | 不特定多数の人が利用する「まちづくり施設」の計画に対して、バリアフリー化の技術的な指導や相談、情報提供等を行います。 | 都市建設部<br>建築指導課 |





**(2) 移動・交通に関わるバリアフリーの推進**

○関係機関と連携し、公共交通環境の充実や歩行空間の安全確保などに取り組みます。

**《具体的施策》**

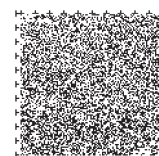
| 番号 | 施策名称           | 施策内容  | 所管部署                   |
|----|----------------|---|------------------------|
| 21 | 視覚障害者のための信号機設置 | 視覚障害者の安全向上に係る信号機設置について、所管である警察署に対し、横断時間にも配慮した設置を働きかけていきます。  | 都市建設部<br>道路整備課         |
| 22 | 公共交通事業者等への理解促進 | 交通事業者や障害者団体等との協議の場を設け、障害者に係る交通対策についての課題等の共有と課題解消に向けた取り組みの促進に努めます。   | 都市建設部<br>交通政策課         |
| 23 | 低床バス導入促進       | 久留米市内を運行する路線バス車両の低床車両への更新に向けて、交通事業者に対する要請・支援に努めます。<br>◆数値目標◆<br>H35年度(2023年度)導入率100%  | 都市建設部<br>交通政策課         |
| 24 | 主要バス停の環境改善     | 市街地の主要なバス停において、上屋、ベンチの設置(更新)や、運行情報等の提供を行うことにより、路線バスの利用環境改善の整備支援に努めます。<br>◆数値目標◆<br>バス停、上屋の整備やバスロケーションシステム表示機の設置、サイン誘導等を年1箇所程度整備 | 都市建設部<br>交通政策課         |
| 25 | 歩道空間の確保        | 西鉄久留米駅・JR久留米駅周辺などにおいて放置自転車の撤去や放置自転車防止の指導及び点字ブロック上にある障害物等の除去を行い、安全な歩行空間の確保に努めます。   | 都市建設部<br>交通政策課<br>関係部局 |

**(3) 住まいのバリアフリーの推進**

○障害者が暮らしやすい住まいづくりを支援するため、様々な制度の周知と利用促進に取り組みます。

**《具体的施策》**

| 番号 | 施策名称            | 施策内容  | 所管部署            |
|----|-----------------|---|-----------------|
| 26 | 住宅改造アドバイザーの活用   | 住宅の改造・新築の際の相談に、福岡県建築住宅センターの住宅改造アドバイザーを周知し、活用します。      | 健康福祉部<br>障害者福祉課 |
| 27 | 重度心身障害者住宅改造補助事業 | 重度心身障害者の住宅改造費の補助を行う「重度心身障害者住宅改造補助事業」について周知と利用促進に努めます。 | 健康福祉部<br>障害者福祉課 |



## 第2章

### 基本目標2 安全と安心のために

【分野】 3 差別解消・権利擁護

4 防災・防犯

## 1 差別の解消・権利擁護の推進 重点施策

### 《現状と課題》

近年、障害者に対する不当な差別的取扱いや虐待など、障害者の権利を脅かす様々な事案が発生し、社会問題となっています。

障害者(児)生活実態調査によると、「障害者差別解消法施行に伴い差別的扱いが減った」との回答が全体の約5%に止まり、また、障害者の1割程度の人が虐待を受けた可能性があるとの回答しています。さらに、インタビュー調査等においても「親亡き後の不安」として、残された障害者の財産管理や生活について不安を覚えるなどの意見がありました。

本市では、こうした障害者に対する権利侵害等への対策として、障害者差別解消に係る基本方針や職員対応要領の策定・推進、障害者虐待防止センターの設置・運営、成年後見制度等の関連制度の周知や利用支援などに取り組んできました。

現在、福岡県をはじめ全国の地方公共団体において障害者差別解消関連条例を策定する動きがみられるなど、障害者差別解消を具体化する仕組みや支援体制づくりが進んでいます。本市としても、こうした取組を強化するとともに、少子高齢化や一人暮らしの増加等が更に進むことも考慮しつつ、相対的に弱い立場にある障害者を様々な権利侵害から守るための仕組みや支援体制づくりを更に強化していくことが必要です。

### 《基本方針》

- ◆障害者差別解消法などの関連法に基づき、障害者に対する差別解消や合理的配慮の提供が図られるよう、地域の関係機関等と連携して取り組みます。
- ◆障害者の権利や財産を守るため、成年後見制度などを活用した権利擁護や虐待防止対策を進めます。

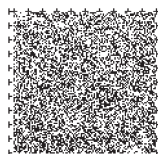
### 《施策の方向》

#### (1) 障害を理由とする差別の解消への取組

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針などに基づき、障害者差別の解消に取り組みます。

### 《具体的施策》

| 番号 | 施策名称             | 施策内容   | 所管部署            |
|----|------------------|--|-----------------|
| 28 | 障害者に対する差別の解消への取組 | 障害者差別解消法に係る市基本方針や職員対応要領を確実に推進するとともに、障害者差別解消支援地域協議会の設置等の相談支援体制の充実など、差別解消を具現化するための取組を検討・実施します。<br><br>◆数値目標◆<br>H35年度(2023年度)障害者差別解消法の認知度40%以上 | 健康福祉部<br>障害者福祉課 |



(2) 権利擁護の推進

○様々な権利擁護に係る制度などについて、周知および利用促進を図ります。

《具体的施策》

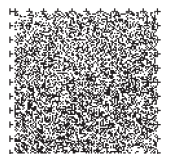
| 番号 | 施策名称                  | 施策内容   | 所管部署                     |
|----|-----------------------|--|--------------------------|
| 29 | 成年後見制度の利用促進           | 成年後見センターを中心に、関係機関と連携しながら相談・支援等に努めるとともに、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに向けた検討を行うなど、成年後見制度の周知と利用促進・利用援助に努めます。 | 健康福祉部<br>障害者福祉課<br>長寿支援課 |
| 30 | 障害福祉サービスに関する苦情解決制度の周知 | 障害福祉サービスに関する利用者等の苦情を適切に解決するため、助言、相談、調査等を行う「福岡県運営適正化委員会」などの支援機関・制度等の周知に努めます。                      | 健康福祉部<br>障害者福祉課          |
| 31 | 日常生活自立支援事業の周知         | 久留米市社会福祉協議会と連携して、日常生活自立支援事業の周知と利用促進に努めます。  | 健康福祉部<br>障害者福祉課          |

(3) 虐待防止の推進

○障害者虐待事案への対応とともに、虐待を未然に防ぐための啓発に取り組みます。

《具体的施策》

| 番号 | 施策名称           | 施策内容  | 所管部署            |
|----|----------------|---|-----------------|
| 32 | 障害者虐待防止対策支援の推進 | 久留米市障害者虐待防止センターにおいて、障害者虐待に関する通報を受け付け必要な対応をとるとともに、障害者虐待の未然防止について周知・啓発を図ります。<br><br>◆数値目標◆<br>H35年度（2023年度）障害者虐待防止法の認知度 50%以上 | 健康福祉部<br>障害者福祉課 |





## 2 | 防災・防犯対策の推進 重点施策

### 《現状と課題》

障害者が地域で安心して安全に暮らし続ける上で、防災・防犯は大変重要な課題です。九州北部豪雨や熊本地震などの大規模災害が身近な地域で発生し、市民の防災意識は高まっています。こうした中、本市では、災害時要援護者名簿の作成や避難訓練の実施など、障害者をはじめとする災害弱者の支援に迅速に対応できる環境・体制づくりを進めてきました。

しかしながら、障害者(児)生活実態調査によると、障害者の半数は避難所へ自力で避難できなかったり不安を感じていたりする状況にも関わらず、約8割の人は災害に対する備えをしていない状況です。また、実際に災害が発生したときのことを想定すると、正確な情報が得られるか、避難所で必要な薬や治療、障害に応じた対応が受けられるかなど、多くの障害者が様々な不安を感じている状況です。

こうした障害者の状況を踏まえつつ、災害時における障害者への支援体制の充実など、防災対策の更なる推進が必要です。また、障害者の中でも、困難がより大きいと考えられる高齢者や子ども、女性、医療的ケアや強度行動障害など特別な配慮・支援が必要な人など、障害者への支援や配慮のあり方について、検討・整備していく必要があります。

あわせて、犯罪や事故から障害者を守るため、関係機関や地域関係者等と連携して、防犯や安全確保のための対策を進めることも必要です。

### 《基本方針》

- ◆障害者を災害から守るため、災害時要援護者支援体制をはじめとした防災対策を推進します。
- ◆障害者を犯罪や事故から守るため、防犯対策や地域での見守りなどを推進します。

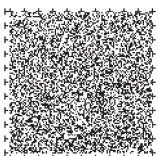
### 《施策の方向》

#### (1) 防災対策の推進

○障害者や関係者に対し、防災関連情報の提供や啓発に取り組むとともに、災害発生時の支援体制の充実を図ります。

### 《具体的施策》

| 番号 | 施策名称            | 施策内容  | 所管部署            |
|----|-----------------|---|-----------------|
| 33 | 防災知識の普及         | 地域防災計画及び国民保護計画に基づき、障害者やその家族、地域住民に対して研修会の開催、防災に関する資料の提供などにより防災知識の普及を図ります。<br>◆数値目標◆<br>障害者施設を対象に研修や訓練等を毎年度1回実施 | 都市建設部<br>防災対策課  |
| 34 | Web119システムの普及促進 | 説明会や広報紙への掲載など様々な機会を通して、聴覚・言語障害者向けのWeb119システムの普及・促進を図ります。<br>◆数値目標◆<br>H35年度(2023年度)Web119登録者数115人             | 広域消防本部<br>情報指令課 |



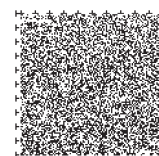
| 番号 | 施策名称           | 施策内容   | 所管部署  |
|----|----------------|--|---|
| 35 | 防火指導の実施        | 様々な機会を通して、障害者等への防火指導を実施します。<br>◆数値目標◆<br>防火指導実施年間 180 名  | 広域消防本部<br>予防課                                 |
| 36 | 防災機器の普及・促進     | 様々な機会を通して、障害者向けの住宅用火災警報器等の防災機器の普及・促進を図ります。   | 健康福祉部<br>障害者福祉課<br>広域消防本部<br>予防課              |
| 37 | 消防設備の整備・管理     | 福祉施設等の立入検査を実施し、施設の安全確保に努めるとともに、防災意識の向上、防火・防災対策の推進に取り組みます。  | 広域消防本部<br>予防課                                 |
| 38 | 災害時要援護者支援体制の充実 | 要援護者名簿を活用した防災訓練の実施や、支援のための個別計画の具体化に努め、地域における要援護者支援体制の整備を進めます。                                    | 健康福祉部<br>地域福祉課                                |
| 39 | 障害者施設等の防災機能の充実 | 障害者施設等の防災・防犯機能の充実を図ります。また、事業者に対する防災対策の啓発・指導に努めます。  | 健康福祉部<br>障害者福祉課                               |
| 40 | 自主避難所・指定避難所の充実 | 避難所に福祉スペースの設置や、受入れ時に必要な配慮に関する情報の周知などを実施し、避難された要配慮者への支援に努めます。                                     | 健康福祉部<br>障害者福祉課<br>都市建設部<br>防災対策課             |
| 41 | 福祉避難所の充実       | 一般の指定避難所では生活することが困難な、要介護高齢者や障害のある方を対象とする福祉避難所を指定し、その実効性を高めます。<br>◆数値目標◆<br>福祉避難所開設・運営訓練毎年度 1 回実施 | 健康福祉部<br>地域福祉課<br>障害者福祉課<br>長寿支援課<br>保健所健康推進課 |

## (2) 防犯・安全対策の推進

- 悪徳業者による消費者被害等の犯罪防止などのための啓発に取り組むとともに、緊急時の支援体制の充実を図ります。

### 《具体的施策》

| 番号 | 施策名称            | 施策内容  | 所管部署              |
|----|-----------------|---|-------------------|
| 42 | 消費者被害防止のための広報啓発 | 悪質商法などから障害者を守るため、関係機関などと連携して、悪質業者などからの被害防止に関する広報や講座などの開催に努めます。                    | 協働推進部<br>消費生活センター |
| 43 | くるめ見守りネットワークの推進 | すべての市民が地域から孤立することなく安心して暮らせるように、郵便、電気、ガス等の巡回事業者との協働により見守りのネットワークを構築し、異変の早期発見に努めます。 | 健康福祉部<br>地域福祉課    |
| 44 | 緊急通報システム貸与      | 重度の身体障害者で、緊急時に対応が困難な一人暮らしの方に緊急通報システム機器貸与を行います。                                    | 健康福祉部<br>障害者福祉課   |



第3章

基本目標3 支援が必要な子どもの発達支援と保育・教育の充実のために

【分野】 5 療育・保育・教育

1 障害の早期発見・早期対応

《現状と課題》

発達の遅れや障害のある子どもにとって、できるだけ早い時期から適切な支援を受けられることは大切です。そのため、障害の内容や特性などを早期に把握することが必要となります。

本市では、乳幼児健診の結果、専門的な支援が必要と思われる子どもについて、市の各種相談事業を案内するほか、幼児教育研究所や教育委員会等の各種相談窓口を紹介するなど、その後の相談・支援へのつなぎを行っています。

これまで、母子保健事業を中心とした健康相談の充実に取り組んできましたが、インタビュー調査等において、これらの相談等につなぐににくい保護者がいることが指摘されています。

このため、今後も、乳幼児健診を通じた早期発見・早期対応に係る支援体制の充実に取り組む必要があります。

《基本方針》

◆発達の遅れや障害のある子どもに対する早期支援として、健診後の支援体制の充実を図ります。

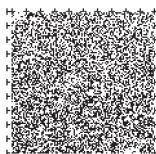
《施策の方向》

(1) 母子保健事業の充実

○発達の遅れや障害のある子どもに対する健診後の支援体制の充実を図ります。

《具体的施策》

| 番号 | 施策名称        | 施策内容  | 所管部署                         |
|----|-------------|---|------------------------------|
| 45 | 健診後の支援体制の充実 | 乳幼児期の疾病などを早期に発見・支援するために、4ヶ月・10ヶ月・1歳6ヶ月・3歳児の健康診査を継続して行い、健診の結果、専門的な援助が必要と思われる乳幼児については、気になるお子さん相談、ことばの相談、ママパパきもち楽々相談会への案内や、幼児教育研究所や学校教育などの関係機関・部署に紹介するなど、必要な指導・支援を行います。健診後の支援をより充実するため、保健師と保育士、臨床心理士などの専門職との連携強化を図ります。 | 子ども未来部<br>こども子育て<br>サポートセンター |



## 2 | 療育・保育・教育の切れ目のない支援 重点施策

### 《現状と課題》

発達の遅れや障害のある子どもにとっては、乳幼児期から小学校・中学校・高校といった成長段階に応じつつ、一貫した支援が行われることが大切です。

しかしながら、本市の障害者(児)生活実態調査によると、発達面で支援が必要と思われる子どもの保護者の半数以上が、乳幼児期から学校卒業まで相談・療育・訓練を一貫して行う機関が市内にないことに困っていると回答しています。

一方、学校や幼稚園・保育園、相談機関側の課題としては、支援が必要な子どもの増加に伴う人員確保や、多様な障害に対応するための職員の専門性や資質向上の必要性、保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・高校など関係機関との連携強化等が必要な状況です。

こうした現状を踏まえ、発達の遅れや障害のある子どもに対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を行う仕組みづくりや、関係機関間並びに庁内関係部局間の連携を強化し、総合的な支援体制の構築等に取り組む必要があります。

### 《基本方針》

- ◆福祉・教育・保健・医療分野の庁内外の連携を強化しつつ、乳幼児期から学校卒業までの切れ目のない療育・保育・教育体制の確立に取り組みます。

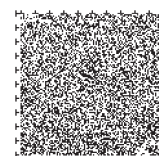
### 《施策の方向》

#### (1) 乳幼児期から学校卒業までの一貫した支援

- 関係機関等との連携のもと、発達支援事業による相談や療育・訓練の充実を図り、乳幼児期から学校卒業までの一貫した切れ目のない支援体制の確立に取り組みます。

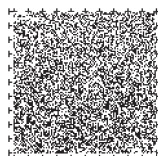
### 《具体的施策》

| 番号 | 施策名称                         | 施策内容  | 所管部署              |
|----|------------------------------|---|-------------------|
| 46 | 障害児等療育支援事業<br>(再掲：55)        | 在宅の重症心身障害児(者)、知的障害児(者)、身体障害児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、これらを支援する圏域の療育機能との重層的な連携を図ります。     | 健康福祉部<br>障害者福祉課   |
| 47 | 発達支援事業(相談・療育・訓練事業)の充実(再掲：56) | 発達の遅れや障害のある乳幼児などに対し、専門家による相談、療育、訓練事業を通して、子どもの実態に応じたきめ細かな支援を実施します。<br><br>◆数値目標◆<br>H35年度(2023年度)利用満足度90%      | 子ども未来部<br>幼児教育研究所 |
| 48 | 発達支援事業(巡回相談事業)の充実(再掲：57)     | 療育の専門家が保育所・幼稚園等の要請に基づいて園を訪問・巡回し、発達が気になる子どもに対する支援体制をサポートする助言を行います。<br><br>◆数値目標◆<br>H35年度(2023年度)事後アンケート満足度92% | 子ども未来部<br>幼児教育研究所 |





| 番号 | 施策名称                          | 施策内容  | 所管部署   |
|----|-------------------------------|---|--|
| 49 | 幼児教育研究所の機能充実（再掲：58）           | 療育担当者の資質の向上、相談、療育、訓練の担当者による協同的発達支援システムの構築等により、幼児教育研究所の機能の充実を図ります。                                       | 子ども未来部<br>幼児教育研究所                                    |
| 50 | 就学相談事業（再掲：68）                 | 障害児の適切な就学のために、学識経験者・医師・学校関係職員の専門委員の意見をもとに保護者等への就学支援を行います。   | 教育部<br>学校教育課   |
| 51 | 通級指導教室（再掲：70）                 | 通級指導教室を設置して、発達障害や言語障害、難聴を有する児童生徒に対する支援を行います。  | 教育部<br>学校教育課   |
| 52 | 就労に向けた進路指導・職業教育の充実（再掲：75）     | 久留米特別支援学校において、職場実習助手及び進路指導員を市で配置し、自立と社会参加を目指す生徒の卒業後の進路獲得に向けた対応の充実を図ります。<br>◆数値目標◆<br>卒業後就労等した生徒の割合9%以上  | 教育部<br>学校教育課   |
| 53 | 久留米市幼児教育研究推進委員会の開催（幼保小連携強化事業） | 幼保小の接続期の保育教育の充実のために、久留米市幼児教育研究推進委員会を中心とした合同研修会、連携担当者研修会の実施に努めます。<br>◆数値目標◆<br>H35年度（2023年度）研修事業開催回数：15回 | 子ども未来部<br>幼児教育研究所                                    |
| 54 | 切れ目のない支援体制の確立                 | 障害や発達面での支援が必要な子どもに関する支援を切れ目なく行う体制の検討や整備等を図ります。  | 健康福祉部<br>障害者福祉課<br>子ども未来部<br>幼児教育研究所<br>教育部<br>学校教育課 |





### 3 | 療育の充実

#### 《現状と課題》

発達の遅れや障害のある子どもの成長においては、その障害等の特性に配慮した適切な医療や保育・教育の提供が必要です。

障害者基本法では、基本的施策の一分野として「療育」が定められており、障害などのある子どもが、可能な限り身近な地域で療育を受けられるような環境整備や専門職員の育成等により療育の充実を図ることを、国や地方公共団体に求めています。

本市では、就学前の保育や教育については、認可保育園全園で発達の遅れや障害のある子どもを受け入れているほか、私立幼稚園でも障害児の受け入れの取組が進められています。また、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児通所支援制度の利用も広がっているところです。

インタビュー調査等において、これらの施設での受け入れにあたり、保護者の就労などを考慮した上で的人员確保や職員の資質や専門性の向上など、組織的な対応の強化の必要性が指摘されており、研修の支援など、保育・教育施設に対する更なる支援の充実が必要です。

#### 《基本方針》

- ◆保育園・幼稚園・認定こども園と連携して、発達の遅れや障害のある子どもに対する就学前の保育・教育の充実を図ります。
- ◆発達の遅れや障害がある子どもが適切な支援を受けられるよう、関係者等に対する啓発や理解促進に取り組みます。

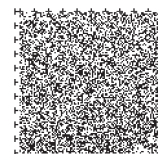
#### 《施策の方向》

##### (1) 子どもの療育体制の充実

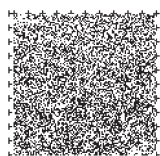
- 様々な施設に障害のある子どもを安心して預けることができるよう、療育体制の充実を図ります。

#### 《具体的施策》

| 番号 | 施策名称                         | 施策内容  | 所管部署              |
|----|------------------------------|---|-------------------|
| 55 | 障害児等療育支援事業<br>(再掲：46)        | 在宅の重症心身障害児(者)、知的障害児(者)、身体障害児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、これらを支援する圏域の療育機能との重層的な連携を図ります。 | 健康福祉部<br>障害者福祉課   |
| 56 | 発達支援事業(相談・療育・訓練事業)の充実(再掲：47) | 発達の遅れや障害のある乳幼児などに対し、専門家による相談、療育、訓練事業を通して、子どもの実態に応じたきめ細かな支援を実施します。<br>◆数値目標◆<br>H35年度(2023年度)利用満足度90%      | 子ども未来部<br>幼児教育研究所 |
| 57 | 発達支援事業(巡回相談事業)の充実(再掲：48)     | 療育の専門家が保育所・幼稚園等の要請に基づいて園を訪問・巡回し、発達が気になる子どもに対する支援体制をサポートする助言を行います。<br>◆数値目標◆<br>H35年度(2023年度)事後アンケート満足度92% | 子ども未来部<br>幼児教育研究所 |



| 番号 | 施策名称                         | 施策内容   | 所管部署               |
|----|------------------------------|--|--------------------|
| 58 | 幼児教育研究所の機能充実（再掲：49）          | 療育担当者の資質の向上、相談、療育、訓練の担当者による協同的発達支援システムの構築等により、幼児教育研究所の機能の充実を図ります。  | 子ども未来部<br>幼児教育研究所  |
| 59 | 保育所及び認定子ども園における保育士等の障害児加配    | 認可保育所等で保育認定を受けた障害児や発達の遅れのある児童を受け入れるため、保育士及び看護師の加配をします。   | 子ども未来部<br>子ども施設事業課 |
| 60 | 久留米市保育所連盟研修事業                | 多様化する保育ニーズに適切に対処できる保育士を育成するため、公私立保育所の職員に対する研修を行います。<br><br>◆数値目標◆<br>H35年度（2023年度）開催回数：9回                          | 子ども未来部<br>子ども施設事業課 |
| 61 | 医療的ケア児保育支援事業                 | 保育所等における医療的ケア児の受け入れ体制の整備を行います。   | 子ども未来部<br>子ども施設事業課 |
| 62 | 私立幼稚園等への心身障害児教育振興補助金の交付      | 心身障害児が在園する市内幼稚園等に対し、心身障害児教育に係る経常的経費の一部を補助します。  | 子ども未来部<br>子ども施設事業課 |
| 63 | 医療的ケアを必要とする児童生徒に対する支援（再掲：74） | 医療的ケアを必要とする児童生徒について、久留米特別支援学校に看護師を配置します。また、小中学校において、訪問看護の費用を補助します。当該児童生徒に対する特別支援学校での通学支援及び小中学校での看護師配置について、研究検討します。 | 教育部<br>学校教育課       |
| 64 | 学童保育所指導員の障害児加配               | 学童保育所で障害児や発達の遅れのある児童を受け入れるため、指導員の加配をします。   | 子ども未来部<br>子ども政策課   |
| 65 | 障害児放課後対策事業の充実                | 障害のある児童生徒を対象とした放課後対策事業を実施するとともに、空き教室以外の保育施設の確保や土曜日の活動内容などについて検討していきます。<br><br>◆数値目標◆<br>久留米市障害福祉計画・久留米市障害児福祉計画に基づく | 健康福祉部<br>障害者福祉課    |

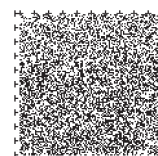


## (2) 発達障害などの啓発の推進

○発達障害などに対する理解を促進するため、様々な機会を活用して啓発活動や研修に取り組みます。

## 《具体的施策》

| 番号 | 施策名称                      | 施策内容   | 所管部署   |
|----|---------------------------|--|--|
| 66 | 発達面で支援が必要な子どもについての情報提供と啓発 | 広報紙やチラシ・パンフレットなどの媒体や、保健・保育・教育などの各種相談事業、講演会などを通じて、学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症などの発達面での支援が必要な子どもに関する情報を提供し、障害に対する知識の普及と理解促進を図ります。           | 健康福祉部<br>障害者福祉課<br>子ども未来部<br>幼児教育研究所<br>教育部<br>学校教育課 |
| 67 | 教諭、学童保育所指導員などへの研修の実施      | 幼稚園教諭、学校教職員、学童保育所指導員などを対象に、発達障害についての研修を実施します。<br>◆数値目標◆<br>H35年度（2023年度）<br>幼稚園教諭など年1回研修実施<br>学童保育所指導員など年2回研修実施<br>教職員など年3回以上の研修実施 | 子ども未来部<br>子ども政策課<br>子ども施設事業<br>教育部<br>教育センター         |



## 4 | 学校教育の充実

### 《現状と課題》

学校教育においては、障害のある児童生徒が、合理的配慮などの必要な支援のもと、発達段階や能力に応じ、かつ特性を踏まえた教育について、可能な限り障害のない児童生徒とともに受けることができる仕組みであるインクルーシブ教育システムの構築が必要とされています。

本市ではそのための環境づくりとして、教職員に対する特別支援教育研修や学校施設のバリアフリー化等の学校教育の充実に取り組んできました。

しかしながら、障害者(児)生活実態調査によると、教育に関する要望として4割を超える保護者が「専門知識を持った教職員の増員」をあげており、教職員の確保やさらなる資質向上が求められていることがわかります。また、インタビュー調査等において、学校側の現状として、教職員等の人材確保や資質向上のほか、医療的ケアなどへの配慮など、障害のある児童生徒の受け入れにあたっての様々な環境整備の必要性が指摘されています。

また、個別の教育的ニーズのある子どもに対し、将来の自立と社会参加を見据えて、通常の学級や通級指導、特別支援学級や特別支援学校という多様な学びの場において、最適な指導が行われることが大切です。

本市では、このような多様な学びの場において、教育の充実に努めていますが、児童生徒の増加への対応など、ニーズに対応した環境改善や機能充実が必要となっています。

### 《基本方針》

- ◆障害のある児童生徒が可能な限り障害のない児童生徒とともに学べる環境づくりに取り組みます。
- ◆個別の支援ニーズに応じた適切な教育が行えるよう、多様な学びの場の確保・充実を図ります。

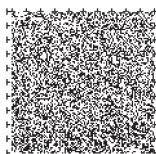
### 《施策の方向》

#### (1) 特別支援教育の推進

- 特別支援教育の中核となる教職員に対し、研修等による知識・能力の向上を図るとともに、久留米市特別支援学校のセンター機能の充実を図ります。

### 《具体的施策》

| 番号 | 施策名称                          | 施策内容   | 所管部署         |
|----|-------------------------------|--|--------------|
| 68 | 就学相談事業（再掲：50）                 | 障害児の適切な就学のために、学識経験者・医師・学校関係職員の専門委員の意見をもとに保護者等への就学支援を行います。  | 教育部<br>学校教育課 |
| 69 | 教職員の特別支援教育に関する理解の向上及び適切な支援の推進 | 市立学校における特別支援教育に関する校内研修会や市教育委員会主催の研修会を実施します。並びに特別支援学校の教職員への研修や専門家による指導を実施します。また、市立高校での特別支援教育のあり方について検討します。<br>◆数値目標◆<br>特別支援教育についての研修を受けた教職員の割合 95%以上 | 教育部<br>学校教育課 |
| 70 | 通級指導教室（再掲：53）                 | 通級指導教室を設置して、発達障害や言語障害、難聴を有する児童生徒に対する支援を行います。   | 教育部<br>学校教育課 |





| 番号 | 施策名称                 | 施策内容   | 所管部署         |
|----|----------------------|--|--------------|
| 71 | 久留米特別支援学校のセンター的役割の充実 | 各学校の校内研修会に対する久留米特別支援学校の教職員の派遣や教育相談への対応など、久留米特別支援学校が地域の特別支援教育の中核として機能するセンター的役割の充実を進めます。<br>◆数値目標◆<br>各学校の校内研修への教職員の派遣 年9回以上 | 教育部<br>学校教育課 |

### (2) インクルーシブ教育システムの推進

○様々な機会を活用して生徒間の交流や児童生徒と障害者・障害者関係施設等との交流に取り組みます。

#### 《具体的施策》

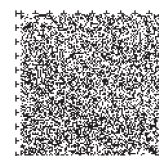
| 番号 | 施策名称                         | 施策内容   | 所管部署         |
|----|------------------------------|--|--------------|
| 72 | 福祉教育の推進                      | 総合的な学習の時間等において、福祉教育の視点を取り入れた教育活動を行うよう学校訪問等を活用して指導助言します。また、児童生徒と障害者・障害者関係施設との交流を進めます。                               | 教育部<br>学校教育課 |
| 73 | 特別支援学校の児童生徒の交流の推進            | 総合的な学習の時間や運動会・文化祭等を活用し、地域の小中学校と特別支援学校（市立及び県立）の児童生徒との交流及び市特別支援学校高等部と久留米商業高校等との交流を推進します。                             | 教育部<br>学校教育課 |
| 74 | 医療的ケアを必要とする児童生徒に対する支援（再掲：63） | 医療的ケアを必要とする児童生徒について、久留米特別支援学校に看護師を配置します。また、小中学校において、訪問看護の費用を補助します。当該児童生徒に対する特別支援学校での通学支援及び小中学校での看護師配置について、研究検討します。 | 教育部<br>学校教育課 |

### (3) 多様なニーズに対応する教育の充実

○学校生活を送る上で必要な環境整備を行うとともに、卒業後の進路指導等の充実を図ります。

#### 《具体的施策》

| 番号 | 施策名称                           | 施策内容   | 所管部署         |
|----|--------------------------------|--|--------------|
| 75 | 就労に向けた進路指導・職業教育の充実（再掲：52）      | 久留米特別支援学校において、職場実習助手及び進路指導員を市で配置し、自立と社会参加を目指す生徒の卒業後の進路獲得に向けた対応の充実を図ります。<br>◆数値目標◆<br>卒業後就労等した生徒の割合9%以上   | 教育部<br>学校教育課 |
| 76 | スクール・カウンセラー及びスクール・ソーシャルワーカーの活用 | スクール・カウンセラー及びスクール・ソーシャルワーカーの人材確保及び能力向上を図り、適切な相談支援を行えるように努めます。<br>◆数値目標◆<br>H35年度（2023年度）月2回派遣学校数7校以上（SC） | 教育部<br>学校教育課 |





## 第4章

## 基本目標4 自立して暮らし続けるために

【分野】

6 雇用・就労

7 生活支援

8 保健・医療

## 1 一般就労の促進

## 《現状と課題》

障害者が自立した生活を送る上で、就労し収入を得ることは重要であり、働く意欲がある障害者が一般就労できる環境づくりが必要です。

本市では、一般就労のための訓練や就職後の職場定着等の支援を行う就労移行支援事業所の整備が進み、一般就労する障害者も徐々に増加しています。障害者(児)生活実態調査によると、就労を希望する未就労者の約半数が何らかの形で一般企業での就労を希望しており、一般就労に関するニーズは高い状況です。こうした中、多くの人が就労に関して様々な課題を抱えており、周囲の理解や障害に配慮した業務内容・勤務時間であることなどの働きやすい環境整備を望んでいます。さらに、就労者の多くが、収入の少なさや体調不良時の休暇取得の難しさ、人間関係やコミュニケーションの難しさなどの悩みを抱えている状況です。

こうした就労に係る課題や悩みを改善・解決し、障害者が一般就労し続けられる環境をつくるためには、企業・事業所の理解・協力が不可欠です。

このため、企業や事業所に対し、雇用における合理的配慮の概念等の周知を図るとともに、障害者や企業・事業所に対し、就労や雇い入れに向けたきめ細やかな支援が必要です。

また、就労しても様々な理由で離職する人も多いため、平成30年度(2018年度)の制度改正により就労定着支援事業が創設され、就労している障害者の生活面の課題の把握や助言、就労先の企業や関係機関等との連絡調整など、一般企業で就労している障害者の課題解決に向けた支援を行います。

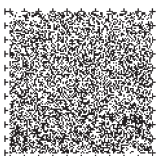
## 《基本方針》

- ◆障害者の一般就労への移行と職場定着の支援に取り組みます。
- ◆企業・事業所に対して、障害者雇用に対する理解促進を図るとともに、市の業務委託等の機会を活用して、障害者の就労機会の提供に努めます。

## 《施策の方向》

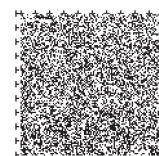
## (1) 一般就労移行・定着への支援

- 就労移行支援事業や、就労定着支援事業、障害者就業支援等により、障害者の一般就労と職場定着支援に取り組みます。
- 企業・事業所に対する関連法制度等の情報提供や雇用優良事業所の表彰等により、障害者雇用に対する理解促進を図ります。
- 市が行う業務委託や入札、企業誘致等の機会を活用して、障害者の就労機会の提供に努めます。



《具体的施策》

| 番号 | 施策名称              | 施策内容   | 所管部署   |
|----|-------------------|--|--|
| 77 | 就労移行支援事業の推進       | 事業所と連携し、一般就労に向けた訓練を行う就労移行支援事業の基盤整備を図るとともに、就業・生活支援センターやジョブコーチなどの活用を促進します。<br>◆数値目標◆<br>久留米市障害福祉計画・久留米市障害児福祉計画に基づく                     | 健康福祉部<br>障害者福祉課                                  |
| 78 | 就労定着支援事業の推進       | 就労移行支援事業や就労継続支援事業等を通じて一般就労した障害者が就労を継続できるよう、事業所と連携して就労定着支援事業の基盤整備を図るとともに、事業所の安定運営のための支援に努めます。<br>◆数値目標◆<br>久留米市障害福祉計画・久留米市障害児福祉計画に基づく | 健康福祉部<br>障害者福祉課                                  |
| 79 | 障害者雇用に関する理解促進     | 事業所（産業団地等への誘致企業を含む。）に対して、障害者雇用に関する法令や制度などの情報を提供し、障害者雇用に関する理解促進を図ります。   | 商工観光労働部<br>企業誘致推進課<br>労政課                        |
|    |                   | 農業者、農業関連団体等に対して、障害者雇用に関する法令や制度などの情報を提供し、障害者雇用に関する理解促進を図ります。  | 農政部<br>農政課<br>生産流通課<br>みどりの里づくり<br>推進課<br>中央卸売市場 |
| 80 | 雇用優良事業所の表彰        | 障害者を積極的に雇用している事業所等を雇用優良事業所（障害者雇用部門）として表彰します。また、地元企業の取り組みを周知することで、他の事業所が障害者雇用に取り組む契機となるよう、PRに努めます。                                    | 商工観光労働部<br>労政課                                   |
| 81 | 入札などでの障害者雇用事業所の優遇 | 建設工事の入札参加資格において、障害者の雇用状況により評点の加算を行います。   | 総務部<br>契約課                                       |
| 82 | 障害者に配慮した職場環境の整備   | 障害者に配慮した、受験環境や職場環境の整備、職員の意識改革などに取り組みます。  | 総務部<br>人事厚生課                                     |
| 83 | 障害者就業支援           | 障害者が、地域の中で安心して働き、安定した生活を送るため、ハローワークや地域の就労支援関係機関と連携し、必要な相談・支援や面談会、受入れ企業の開拓、提携施設での基礎訓練や企業での職場実習、就業後の定着支援、企業向けの雇用促進セミナー等を行います。          | 商工観光労働部<br>労政課                                   |
|    |                   | ◆数値目標◆<br>H35年度（2023年度）職場訪問による定着支援250件以上   |  |



## 2 福祉的就労の充実

### 《現状と課題》

障害の特性や年齢等の事情から、一般就労が難しい障害者が、働く喜びを感じながら生きがいを持って働けるよう、福祉的就労の場を提供することも大切です。

本市ではここ数年、一般就労が難しい障害者の雇用の場として、就労継続支援事業所（A型・B型）の整備が進み、当該事業を利用して福祉的就労をする障害者も増えています。障害者（児）生活実態調査によると、18～40歳の障害者の4～5人に1人は就労系の障害福祉サービス事業所等を利用している状況です。

また、本市では、就労継続支援事業所や地域活動支援センター等で作成した商品について、民間団体や行政主催のイベント等で展示・販売を行う機会を提供するなど、製品の販路拡大の支援にも取り組んでいます。

今後は、就労継続支援事業所が、障害者の福祉的就労の場としてより適正な運営となるよう、事業所の経営力強化や工賃向上等に向けた取組の検討も含め、必要な助言や支援を行うことも大切です。

### 《基本方針》

- ◆就労継続支援事業の基盤整備を進め、一般就労が難しい障害者の福祉的就労の場の確保・充実を図ります。

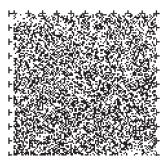
### 《施策の方向》

#### （1）福祉的就労の場の確保

- 事業所等と連携して、就労継続支援事業の基盤整備および運営の適正化を進めます。

### 《具体的施策》

| 番号 | 施策名称            | 施策内容   | 所管部署            |
|----|-----------------|--|-----------------|
| 84 | 就労継続支援事業（A型）の推進 | <p>障害者の社会的雇用の場の充実を図るため、事業所と連携して就労継続支援事業（A型）の基盤整備を進めるとともに、事業所の安定運営のための支援に努めます。</p> <p>◆数値目標◆<br/>久留米市障害福祉計画・久留米市障害児福祉計画に基づく</p>   | 健康福祉部<br>障害者福祉課 |
| 85 | 就労継続支援事業（B型）の推進 | <p>一般就労が困難な障害者の就労の場として、事業所などと連携して就労継続支援事業（B型）の基盤整備を進めるとともに、事業所の安定運営のための支援に努めます。</p> <p>◆数値目標◆<br/>久留米市障害福祉計画・久留米市障害児福祉計画に基づく</p> | 健康福祉部<br>障害者福祉課 |



### 3 | 就労支援の充実

#### 《現状と課題》

障害者が仕事に就き、働き続けるためには、就労に必要な知識や技術の習得はもとより、就労も含めた生活全般に対する総合的な支援があることが必要です。

このため、本市では、相談支援事業所において就労も含めた生活全般の相談支援を行っているほか、職業訓練センターの職業能力習得講座への助成等により、障害者の職業能力の習得・向上支援などに取り組んでいます。

今後もこれらの取組を推進するとともに、就労支援を更に強化するため、学校や企業・事業所、医療機関、行政など障害者の就労支援に係る様々な分野の関係機関の更なる連携強化を図ることが必要です。

また、障害者就労施設や自営で働く人の経済的自立の一助として、障害者優先調達推進法に基づき、優先調達（購入）の推進について、積極的な取組が必要です。

#### 《基本方針》

- ◆ 障害者の就労及び職場定着を支援するため、就労に関する相談支援体制の充実や職業能力の習得支援に取り組めます。
- ◆ 障害者の生活安定を図るため、障害者優先調達推進法に基づく優先調達を推進します。
- ◆ 久留米市障害者地域生活支援協議会等を通じ、就労支援に係る関係機関などの連携強化を図ります。

#### 《施策の方向》

##### (1) 就労に関する相談体制の充実

○ 障害者の生活全般の相談・支援を行う相談窓口（相談支援事業所）の整備を進め、当該相談窓口での就労に関する相談の充実に努めます。

#### 《具体的施策》

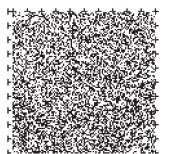
| 番号 | 施策名称                   | 施策内容  | 所管部署            |
|----|------------------------|---|-----------------|
| 86 | 障害者相談支援の実施<br>(再掲：120) | 障害者の暮らしの複雑化・多様化が進む中、より専門性の高い支援として、基幹相談支援センターによる相談支援を進めます。 | 健康福祉部<br>障害者福祉課 |

##### (2) 職業能力の習得支援

○ 関係機関と連携して、障害者の職業能力習得のための機会を確保するとともに、市役所内での障害者職場実習の受入れに向けた取り組みを進めます。

#### 《具体的施策》

| 番号 | 施策名称        | 施策内容  | 所管部署           |
|----|-------------|---|----------------|
| 87 | 職業能力習得講座の支援 | 久留米地域職業訓練センターが実施する障害者の職業技能を高めるための講座の案内や広報を行います。 | 商工観光労働部<br>労政課 |



**(3) 障害者優先調達推進に係る取組**

○障害者就労施設等からの物品等の優先調達を推進するとともに、セルフ製品の販売支援に努めます。

**《具体的施策》**

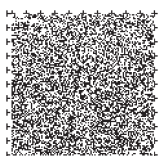
| 番号 | 施策名称                    | 施策内容   | 所管部署                                |
|----|-------------------------|--|-------------------------------------|
| 88 | 障害者就労施設等からの優先調達の推進      | 市の事業に要する物品、役務について、障害者就労施設等からの調達を推進し、障害者の経済的基盤確立を支援します。       | 総務部<br>契約課<br>健康福祉部<br>障害者福祉課<br>全庁 |
| 89 | 就労系事業所が提供するサービス等の情報発信支援 | 福祉的就労の場の確保を推進するため、民間団体等と連携し、就労系事業所が提供するサービスや商品に関する情報発信に努めます。 | 健康福祉部<br>障害者福祉課<br>全庁               |

**(4) 関係機関・企業などとの連携**

○「久留米市障害者地域生活支援協議会」での関係機関などの連携強化の一環として、障害者の就労に係る各種関係機関や企業・事業所、学校、障害者関連事業所などの連携強化を図ります。

**《具体的施策》**

| 番号 | 施策名称       | 施策内容   | 所管部署            |
|----|------------|--|-----------------|
| 90 | 就労促進に向けた検討 | 「久留米市障害者地域生活支援協議会」を活用し、就労に関する現状把握や課題整理、支援体制の検討等を行い、障害者の就労支援の充実を図ります。 | 健康福祉部<br>障害者福祉課 |





## 4 | 住まいの確保と居住支援の充実 重点施策

### 《現状と課題》

安心して暮らせる住まいの確保は、障害の有無に関わらず、全ての人にとって生活の基盤です。特に、様々な生活課題を抱える障害者にとっては、重要な要素となります。

国において、施設入所や長期入院からの地域移行が進められており、地域の受け皿としての住まいの確保や、居住に伴う支援体制の充実が求められています。

少子高齢化の更なる進行による障害者の高齢化や一人暮らしの増加が見込まれる中、インタビュー調査等においても、多くの人が親亡き後の不安を感じており、グループホームなどの障害者が安心して生活できる共同生活の場などの確保がより一層重要になっています。また、障害者(児)生活実態調査によると、地域での相談窓口の確保等も求められています。

しかしながら、民間賃貸住宅については、貸主や周囲の住民の障害に対する偏見や、病状が急変した場合などの緊急時に対する不安等から、入居が難しい状況もあり、障害に対する理解促進や、貸主・入居者双方が安心して賃貸契約を結べるような仕組みづくりが課題となっています。こうした中、住宅セーフティネットに係る制度が改正され、空き家等を活用した機能強化などが図られました。

今後も、地域の関係団体や関係機関等と連携し、登録住宅と住宅確保要配慮者のマッチングといった円滑な入居支援等による地域移行の支援や、移行後の生活継続のための相談支援等について取り組む必要があります。

### 《基本方針》

- ◆障害者が安心して地域で暮らし続けることができるよう、グループホーム整備等による住まいの確保と居住支援に取り組みます。

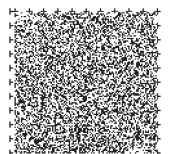
### 《施策の方向》

#### (1) 住まいの確保

- 市営住宅への優先入居や不動産業者との協力により、障害者の住まいの確保を支援します。
- グループホーム等の共同生活の場の整備に取り組みます。

### 《具体的施策》

| 番号 | 施策名称                     | 施策内容   | 所管部署            |
|----|--------------------------|--|-----------------|
| 91 | 市営住宅申し込みの優遇              | 市営住宅入居者募集において、定期募集と重複応募可能な別枠募集を行います。<br>◆数値目標◆<br>別枠募集年3回(計6戸)実施                                     | 都市建設部<br>住宅政策課  |
| 92 | 不動産業者への啓発と連携             | 障害者の住まい確保支援のため、あんしん賃貸住宅協力店に関する周知・啓発を行うとともに、不動産業者に対し、障害者に対する賃貸住宅の斡旋、情報提供について、理解・協力を求めます。              | 健康福祉部<br>障害者福祉課 |
| 93 | 住宅セーフティネット制度を活用した相談体制の整備 | 住宅セーフティネット法に基づく登録住宅と住宅確保要配慮者のマッチングなど円滑な入居支援を行うため、関係各課をはじめ、基幹相談支援センターや地域包括支援センター等との連携による相談体制の構築を図ります。 | 都市建設部<br>住宅政策課  |



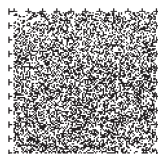
| 番号 | 施策名称         | 施策内容   | 所管部署            |
|----|--------------|--|-----------------|
| 94 | 居住系サービスの整備促進 | グループホームなどの計画的な整備を図ります。<br>◆数値目標◆<br>久留米市障害福祉計画・久留米市障害児福祉計画に基づく | 健康福祉部<br>障害者福祉課 |

(2) 居住支援の充実

○住宅入居等支援（居住サポート）事業により、障害者の一般住宅への入居や地域生活継続の支援を行います。

《具体的施策》

| 番号 | 施策名称                           | 施策内容   | 所管部署                        |
|----|--------------------------------|--|-----------------------------|
| 95 | 住宅入居等支援（居住サポート）事業の実施（相談支援強化事業） | 地域生活支援事業「相談支援事業」の強化事業として、基幹相談支援センターによる相談支援を進めます。   | 健康福祉部<br>障害者福祉課             |
| 96 | 精神障害者の地域移行支援                   | 医療機関やサービス事業者、その他関係機関と連携して退院可能な精神障害者の退院促進に努めます。<br>◆数値目標◆<br>久留米市障害福祉計画・久留米市障害児福祉計画に基づく               | 健康福祉部<br>障害者福祉課             |
| 97 | 地域生活支援広域調整会議等事業                | 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるにあたっての調整等を行う協議の場を整備・推進します。  | 健康福祉部<br>障害者福祉課<br>保健所保健予防課 |
| 98 | 地域生活支援拠点等の整備                   | 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な機能を備えた地域生活支援拠点等（拠点又は面的な整備）の整備を進めます。<br>◆数値目標◆<br>1の拠点等を整備 | 健康福祉部<br>障害者福祉課             |



## 5 | 在宅福祉サービスなどの充実 重点施策

### 《現状と課題》

障害者の地域での生活を支える上で、在宅福祉サービスは重要な役割を担っています。

障害者(児)生活実態調査によると、地域生活に必要な条件として「ホームヘルプ等の日常生活の介助が十分に受けられること」が重視されています。実際、日常生活の介助者について前回（H25）調査と比較すると、配偶者からの介助が減る（27.2%→19.3%）一方でヘルパーからの介助が増えている（6.5%→13.3%）など、ヘルパーの利用が増えている状況です。

このように、在宅福祉サービスのニーズは高まっていますが、依然として障害者の日常の介助や身の回りの支援は、配偶者や親といった家族が主に担っている状況にあり、家族による介助の抱え込みが懸念されます。

このため、短期入所事業や日中一時支援事業等の家族の介助負担を緩和・軽減するための取組の充実が必要です。さらに、障害者の高齢化や障害の重度化・重複化等の状況も見据えつつ、障害の状態が重く、手厚い支援を要する重症心身障害児（者）や強度行動障害のある人など、様々な障害特性や多様なニーズを考慮し、生活に必要な支援・サービスの提供に取り組んでいくことが大切です。

### 《基本方針》

- ◆障害者の地域での自立生活を支えるため、日常生活の支援や介助に必要な各種在宅福祉サービスの充実を図ります。
- ◆障害者を介助する家族の負担緩和・軽減のための支援（レスパイトケア）や重症心身障害児（者）に対する支援の充実を図ります。

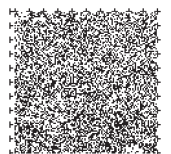
### 《施策の方向》

#### （1）日常生活の支援や介助サービスの充実

- 生活支援や介助サービスをはじめとした各種障害福祉サービスが適正に提供されるよう、サービス事業者（福祉事業所）への指導・監査を行います。
- 障害者の日常生活支援や介助のための訪問系サービスなどの充実を図ります。

#### 《具体的施策》

| 番号  | 施策名称                   | 施策内容  | 所管部署            |
|-----|------------------------|---|-----------------|
| 99  | 福祉事業所の適正運用の推進          | 福祉事業所に対して、実地指導、監査を実施し、適正な運営の確保を図ります。また、新規事業所の設置についても、関係法令等の規定に基づき、適正なものとなるよう努めていきます。<br>◆数値目標◆<br>H35年度（2023年度）実地指導件数 60件 | 健康福祉部<br>障害者福祉課 |
| 100 | 訪問系サービスの充実             | 在宅生活を支える訪問系サービスの質・量両面での充実を図ります。<br>◆数値目標◆<br>久留米市障害福祉計画・久留米市障害児福祉計画に基づく   | 健康福祉部<br>障害者福祉課 |
| 101 | 重度身体障害児・者訪問入浴サービス事業の推進 | 重度身体障害児・者訪問入浴サービスを推進します。<br>◆数値目標◆<br>久留米市障害福祉計画・久留米市障害児福祉計画に基づく  | 健康福祉部<br>障害者福祉課 |



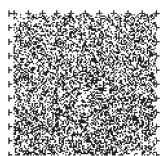
| 番号  | 施策名称                     | 施策内容  | 所管部署                     |
|-----|--------------------------|---|--------------------------|
| 102 | 共生型サービスの円滑な事業の推進（再掲：131） | 障害児者と高齢者がデイサービスなどのサービスを、同一の事業所で受けやすくするための制度について、普及・啓発を図り、円滑な制度の推進に努めます。 | 健康福祉部<br>障害者福祉課<br>介護保険課 |
| 103 | 日常生活用具の給付                | 在宅の障害者・児に対し、日常生活の便宜を図るための用具を給付します。                                      | 健康福祉部<br>障害者福祉課          |
| 104 | 久留米市社会福祉協議会実施事業の周知       | 久留米市社会福祉協議会と連携して、福祉器具貸出や生活福祉資金貸付事業などの周知と利用促進に努めます。                      | 健康福祉部<br>障害者福祉課          |

**(2) レスパイトケアなどの充実**

- 家族介助者の負担緩和や軽減のため、日中一時支援事業などのレスパイトケアの充実を図ります。
- 重症心身障害児（者）に対する相談支援体制や短期入所などのサービスの充実を図ります。

**《具体的施策》**

| 番号  | 施策名称                                 | 施策内容   | 所管部署            |
|-----|--------------------------------------|--|-----------------|
| 105 | 重症心身障害児（者）の地域生活を支援する相談支援体制の充実・強化     | 医療・福祉部門等の連携のもと重症心身障害児（者）の地域生活移行・定着等を支援するための相談支援体制の充実・強化を推進します。   | 健康福祉部<br>障害者福祉課 |
| 106 | レスパイトケアの充実                           | 「短期入所」「日中一時支援事業」に取り組み、レスパイトケアの充実を図ります。<br>◆数値目標◆<br>久留米市障害福祉計画・久留米市障害児福祉計画に基づく   | 健康福祉部<br>障害者福祉課 |
| 107 | 重症心身障害児（者）などの日中活動及び短期入所の場の確保（再掲：132） | 医療的ケアを要する障害児者の日中活動及び短期入所の場の設置について、医療機関等関係機関と連携・協力しながら、整備に努めます。<br>◆数値目標◆<br>H35年度（2023年度）市内受入施設整備数<br>日中活動11ヶ所、短期入所7ヶ所 | 健康福祉部<br>障害者福祉課 |
| 108 | 在宅レスパイト事業                            | 自宅に訪問看護事業所から看護師等を派遣し、介護者である家族が行っている医療的ケア等を代替し、重症心身障害児（者）の健康の保持と家族の介護に係る負担の軽減を図ります。<br>◆数値目標◆<br>H35年度（2023年度）実利用者数30人  | 健康福祉部<br>障害者福祉課 |





## 6 | 外出支援の充実

### 《現状と課題》

地域生活を送る上で、外出は買い物や通勤・通学、通院・通所、余暇活動など、多岐において必要となる活動です。

障害者(児)生活実態調査によると、余暇の過ごし方として旅行や買い物を希望する人が多い中、身体障害者や精神障害者の約半数、知的障害者の約8割が、外出にあたっては何らかの支援の必要性を感じており、約6割の人が家族からの付き添いを受けている状況です。また、外出に際しての困りごと、身体障害者では施設の段差や障害者用駐車場・トイレの不足といったハード面が、知的障害者や精神障害者では人の目やコミュニケーション、交通費負担といったソフト面がそれぞれ上位となるなど、障害種別により多岐に渡っています。

このような障害者のニーズを踏まえて、外出支援サービスの量的な充実に向けた取組を進めることが必要です。

さらに、公共交通機関やタクシー、自家用車などを利用して外出する人も多いため、それらに係る費用負担の軽減や、外出先に関するバリアフリー情報の提供など、総合的な外出支援策が求められています。

### 《基本方針》

◆障害者の自立と社会参加支援の一環として、移動支援事業をはじめとした外出支援に係る施策の充実を図ります。

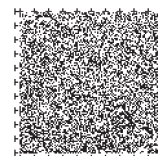
### 《施策の方向》

#### (1) 外出支援サービスの充実

- 移動支援事業やタクシー料金の助成などにより、障害者の外出を支援します。
- 障害者の外出に役立つ情報の提供や外出しやすい環境づくりに努めます。

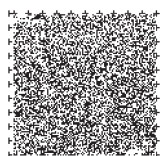
### 《具体的施策》

| 番号  | 施策名称                 | 施策内容  | 所管部署            |
|-----|----------------------|---|-----------------|
| 109 | 外出支援の実施              | 事業所と連携し、「移動支援事業」「同行援護事業」「行動援護事業」に取り組み、外出支援の充実を図ります。<br>◆数値目標◆<br>久留米市障害福祉計画・久留米市障害児福祉計画に基づく | 健康福祉部<br>障害者福祉課 |
| 110 | タクシー基本料金援助事業の実施      | 在宅の重度障害者に対して、福祉タクシー券を交付します。   | 健康福祉部<br>障害者福祉課 |
| 111 | 身体障害者自動車購入・改造補助事業の実施 | 障害者が自分で運転する車を障害にあわせて改造(購入)する場合、または介護者が車椅子運搬用に車を改造(購入)する場合に、その費用の一部を助成します。                   | 健康福祉部<br>障害者福祉課 |
| 112 | 障害者自動車免許取得助成事業の実施    | 障害者が、就業等のため運転免許を取得する場合、その費用の一部を助成します。   | 健康福祉部<br>障害者福祉課 |
| 113 | 外出支援情報の提供の充実         | 障害者が外出時に必要なバリアフリー情報等を整備提供します。   | 健康福祉部<br>障害者福祉課 |





| 番号  | 施策名称             | 施策内容  | 所管部署                  |
|-----|------------------|---|-----------------------|
| 114 | タウンモビリティ運営事業業務委託 | NPO法人シニア情報プラザ久留米と連携して、障害者や高齢者などの歩行弱者に対するの来街支援を行っており、関係部局やNPOと連携し、活動の充実に努めます。        | 商工観光労働部<br>商工政策課      |
| 115 | 生活支援交通の導入        | 鉄道や路線バスの利用が不便な地域においても、障害者や高齢者をはじめとする移動制約者が日々の買い物や通院等を行えるよう、生活支援交通を導入し、移動手段の確保に努めます。 | 都市建設部<br>交通政策課        |
| 116 | 外出支援のあり方の検討      | 障害者のニーズを把握し、障害者への外出支援の在り方について多方面からの検討を行います。   | 健康福祉部<br>障害者福祉課<br>全庁 |



## 7 | 経済的支援の充実

### 《現状と課題》

障害者やその家族の中には、障害や介助等により就労できず、生活に必要な収入を十分に得ることができない人もいます。

障害者(児)生活実態調査によると、地域で生活するために必要な条件として「生活するのに十分な収入があること」が第1位にあがっており、市が重点的に進めるべきこととしても「年金や手当の充実」が1位、「医療費の助成」が3位にあがるなど、生活費の確保や経済的負担軽減を重視する人が多い状況です。このため、各種年金や手当、貸付や助成制度等の周知等により、障害者の生活の安定を図ることが必要です。

### 《基本方針》

- ◆国・県等と連携し、経済的負担の軽減に努めます。

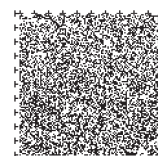
### 《施策の方向》

#### (1) 経済的支援の推進

- 諸手当や生活福祉資金の貸付等の周知に努めます。

### 《具体的施策》

| 番号  | 施策名称               | 施策内容   | 所管部署             |
|-----|--------------------|--|------------------|
| 117 | 手当制度の確実な適用         | 特別障害者手当などの制度の周知に努め、対象となる方への確実な適用を図ります。   | 健康福祉部<br>障害者福祉課  |
| 118 | 年金制度、生活福祉資金貸付事業の周知 | ハンドブック等により、障害基礎年金や久留米市社会福祉協議会が行う「生活福祉資金貸付事業」などの周知に努めます。  | 健康福祉部<br>障害者福祉課  |
| 119 | 生活困窮者自立相談支援事業の実施   | 「久留米市生活自立支援センター」を設置し、相談支援員が相談を受け、支援計画に基づき支援対象者に寄り添いながら既存の支援制度やフォーマル・インフォーマルな支援を活用し、自立に向けた支援を実施します。包括的・個別の支援の出発点であり、早期的・継続的支援を成り立たせる支援の中核を担います。 | 健康福祉部<br>生活支援第2課 |



## 8 | 相談支援体制の充実

### 《現状と課題》

障害者が地域で安心して暮らし続けるためには、生活上の困りごとなどを気軽に相談し、解決できる場があることが大切です。

障害者(児)生活実態調査によると、生活に必要な支援として「地域で何でも相談できる相談員や相談窓口」があがっている一方、生活の困りごとの相談先としては「家族や親族」が1位、相談時の困りごととしては「どこに相談をしてよいか分からない」が1位となっています。

本市では、この相談支援に対する高いニーズに対応するため、市内4ヵ所で基幹相談支援センターを設置し、様々な相談への対応を行っているほか、相談支援事業所をはじめ各種相談機関等との連携強化も図っているところです。

今後も、障害者がより安心して地域生活を送ることができるよう、相談支援体制の更なる充実を図っていく必要があります。

### 《基本方針》

◆障害者からの様々な相談に適切に対応するため、相談支援体制の充実を図ります。

### 《施策の方向》

#### (1) 相談支援事業の推進

- 基幹相談支援センターなど、相談支援体制の充実に取り組みます。
- 「久留米市障害者地域生活支援協議会」を中心に、よりよい相談支援のあり方などを協議するとともに、相談員への研修や情報提供等を行い、相談員の充実を図ります。

### 《具体的施策》

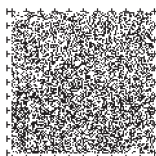
| 番号  | 施策名称                  | 施策内容  | 所管部署            |
|-----|-----------------------|---|-----------------|
| 120 | 障害者相談支援の実施<br>(再掲：86) | 障害者の暮らしの複雑化・多様化が進む中、より専門性の高い支援として、基幹相談支援センターによる相談支援を進めます。 | 健康福祉部<br>障害者福祉課 |
| 121 | 地域生活支援協議会の運営          | 「久留米市障害者地域生活支援協議会」を中心に、地域の障害者に関する相談支援体制の充実強化を図ります。        | 健康福祉部<br>障害者福祉課 |

#### (2) 多様な相談窓口の充実

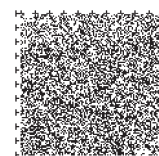
- 障害者相談員を地域に配置し、身近な地域で障害者からの相談に対応します。
- 障害者の生活に係る様々な分野で障害者に配慮した相談対応ができるよう、障害福祉分野以外の各種相談機関等との連携強化を図ります。

### 《具体的施策》

| 番号  | 施策名称      | 施策内容  | 所管部署            |
|-----|-----------|---|-----------------|
| 122 | 障害者相談員の配置 | 身体・知的障害者相談員を地域に配置し、地域及び市民センター等で障害者からの相談に対応します。また、相談員の資質向上のため、相談員などに対する研修を実施します。 | 健康福祉部<br>障害者福祉課 |



| 番号  | 施策名称                                | 施策内容  | 所管部署            |
|-----|-------------------------------------|---|-----------------|
| 123 | 各種相談機関の連携強化                         | 女性・子ども・高齢者・生活困窮者・就労・消費等の各種相談機関や、地域活動団体、医療機関等との連携強化を図ります。  | 健康福祉部<br>障害者福祉課 |
| 124 | 生活支援コーディネーター及び地域活動コーディネーターの配置と活動の充実 | 地域ニーズの把握や担い手の育成、地域と関係機関等をつなぐコーディネーターを配置し、地域での暮らしの支援に努めます。 | 健康福祉部<br>地域福祉課  |



## 9 | 保健サービスの充実

### 《現状と課題》

障害の発生時期や原因は様々であり、市民のライフステージに応じた障害の原因となる疾病などの発生予防と早期発見・早期治療に取り組むことが大切です。

本市では、市民の健康づくり推進と保健医療施策の拠点として、5ヵ所の保健センターを整備し、健康づくりに関する啓発や健康教育、健康相談、検診（健診）などを実施しています。今後もこれらの保健事業を中心に、障害者を含む市民の疾病予防・早期発見などの健康づくりを支援していくことが必要です。

また、人間関係や仕事、学校、慣習など、社会の様々な要因によるストレスなどによって、うつ病等の心の病を抱える人が増加しています。そのため、学校や企業、市民団体や地域などと連携して、心の健康づくりに関する取組を進めることも大切です。

### 《基本方針》

◆障害の原因となる疾病などの予防や早期発見のため、各種保健事業を推進し、市民の心身の健康づくりを支援します。

### 《施策の方向》

#### （1）保健事業の充実

○健康教育・健康相談や各種検診（健診）などの保健事業を推進します。

○保健情報システムの活用や保健センター整備などにより、市民の健康づくりに関する相談・支援体制の充実を図ります。

#### 《具体的施策》

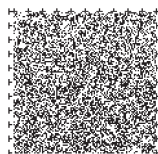
| 番号  | 施策名称        | 施策内容   | 所管部署              |
|-----|-------------|--|-------------------|
| 125 | 障害者歯科健診補助事業 | 久留米歯科医師会と連携して、障害者に対する歯科検診を推進し、障害者の口腔衛生の向上を図ります。                                | 健康福祉部<br>保健所健康推進課 |
| 126 | 保健センター機能の整備 | 障害の早期発見なども含む市民の健康づくり及び保健の向上に関する施策を推進するとともに、市民の主体的な健康づくりを支援する保健センター機能の整備を検討します。 | 健康福祉部<br>保健所地域保健課 |

#### （2）心の健康づくりの推進

○関係機関と連携して、心の健康づくりや自殺予防、精神障害などに関する啓発・広報に取り組みます。

#### 《具体的施策》

| 番号  | 施策名称               | 施策内容   | 所管部署              |
|-----|--------------------|--|-------------------|
| 127 | 精神障害などに関する啓発・広報の推進 | 学校・企業などと連携した講演会などの実施や、パンフレット・広報紙などにより、心の健康づくりや自殺予防、精神障害などについての普及啓発に努めます。 | 健康福祉部<br>保健所保健予防課 |





## 10 | 医療サービスの充実

### 《現状と課題》

障害者が地域で安心して暮らす上では、医療とのつながりは不可欠です。

障害者(児)生活実態調査によると、地域で生活するために必要な条件の第2位に「主治医のいる医療機関が近くにあること」があがっているほか、市が重点的に進めるべきこととして「医療費の助成」が3位にあがっているなど、医療サービスに対する障害者のニーズが高い状況です。この傾向は特に精神障害者や難病患者で顕著です。

このため、自立支援医療や重度障害者医療制度等の公費負担制度、難病患者に対する医療費助成制度等を広く周知し、必要としている人が適切に医療サービスを利用できるよう支援することが大切です。

また、地域の医療機関と連携して必要なサービスが受けられる環境整備に取り組むことも大切です。

### 《基本方針》

- ◆障害者が適切な医療サービスを受けられるよう、関連情報の提供などの支援に取り組みます。

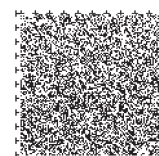
### 《施策の方向》

#### (1) 適切な医療サービスの提供

- 医療費の負担軽減に係る制度等の周知に努めます。

### 《具体的施策》

| 番号  | 施策名称                   | 施策内容   | 所管部署                      |
|-----|------------------------|--|---------------------------|
| 128 | 自立支援医療、重度障害者医療制度の確実な適用 | ハンドブックやホームページ等により、自立支援医療や重度障害者医療制度などの医療費公費負担制度の周知に努め、対象となる方への確実な適用を図ります。 | 健康福祉部<br>医療・年金課<br>障害者福祉課 |
| 129 | 難病医療費助成制度の周知           | 広報紙などにより、難病医療費助成制度の周知に努めます。  | 健康福祉部<br>保健所健康推進課         |



第5章

基本目標5 生きがいを持って自分らしく生きるために

【分野】

9 日中活動

10 社会活動

1 日中活動の促進

《現状と課題》

障害者が地域で自分らしく生活するためには、様々な日中活動の場がある中から、障害の状態や年齢、意向等に応じて選ぶことができる環境を確保することが大切です。

インタビュー調査等においても、多くの方が日中を過ごす場の確保や当事者同士の交流の大切さを指摘しています。

本市では、日中活動系サービスの提供により、障害者の地域生活の支援に取り組んだほか、地域活動支援センターや精神障害者の交流の場としてのオープンスペースの運営を支援し、日中活動の確保や当事者同士の交流の場、仲間づくりの場の確保に取り組んでいます。

また、平成30年度（2018年度）の制度改正に伴い、障害者も高齢者向けの介護保険事業所のデイサービス等を利用できるようになる共生型サービスが始まり、日中活動の場について、選択する幅が更に広がります。

今後も、障害者の現状やニーズ等を把握しながら、地域での日中活動の場を拡大していくことが必要です。

《基本方針》

- ◆多様な日中活動の選択肢を確保するため、介護給付、訓練等給付などの日中活動系サービスの充実を図ります。
- ◆障害者の日中活動や交流、仲間づくりの場として、地域活動支援センターやオープンスペースでの活動促進に取り組みます。

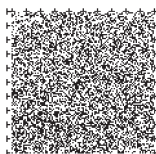
《施策の方向》

(1) 日中活動系サービスの整備

○日中活動系サービスや重症心身障害児（者）の短期入所などの充実を図ります。

《具体的施策》

| 番号  | 施策名称                     | 施策内容  | 所管部署                     |
|-----|--------------------------|---|--------------------------|
| 130 | 日中活動系サービスの充実             | 事業所や地域活動支援センターなどと連携して、障害者総合支援法の日中活動系サービスの基盤整備を進めます。<br>◆数値目標◆<br>久留米市障害福祉計画・久留米市障害児福祉計画に基づく | 健康福祉部<br>障害者福祉課          |
| 131 | 共生型サービスの円滑な事業の推進（再掲：102） | 障害者児と高齢者がデイサービスなどのサービスを、同一の事業所で受けやすくするための制度について、普及・啓発を図り、円滑な制度の推進に努めます。                     | 健康福祉部<br>障害者福祉課<br>介護保険課 |



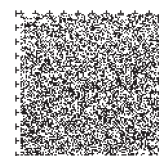
| 番号  | 施策名称                                 | 施策内容   | 所管部署            |
|-----|--------------------------------------|--|-----------------|
| 132 | 重症心身障害児（者）などの日中活動及び短期入所の場の確保（再掲：107） | 医療的ケアを要する障害児者の日中活動及び短期入所の場の設置について、医療機関等関係機関と連携・協力しながら、整備に努めます。<br>◆数値目標◆<br>H35年度（2023年度）市内受入施設整備数<br>日中活動11ヶ所、短期入所7ヶ所 | 健康福祉部<br>障害者福祉課 |

**（2）地域活動支援センターなどの充実**

○地域活動支援センター（Ⅰ型・Ⅲ型）やオープンスペースなど、多様な日中活動の場の確保と活動促進に取り組みます。

**《具体的施策》**

| 番号  | 施策名称                        | 施策内容  | 所管部署            |
|-----|-----------------------------|---|-----------------|
| 133 | 地域活動支援センター（Ⅰ型）の運営支援（再掲：157） | 障害者の日中活動の場及び地域の支援ネットワークの中核として、地域活動支援センターを運営します。また、障害者理解の促進、地域住民ボランティア養成についても取り組みます。 | 健康福祉部<br>障害者福祉課 |
| 134 | 地域活動支援センター（Ⅲ型）への支援          | 地域に根ざした多様性のある日中活動の場として、地域バランスや個別給付事業所の整備状況等も考慮しながら、運営への支援を行います。                     | 健康福祉部<br>障害者福祉課 |
| 135 | オープンスペースなどへの支援              | 精神障害者などの仲間づくり・交流の場であるオープンスペースの設置を推進します。   | 健康福祉部<br>障害者福祉課 |



## 2 | スポーツ・文化活動への参加促進

### 《現状と課題》

スポーツ・文化活動は、障害者の心と体を豊かにし、自分らしさや生きがいへとつながる大切な余暇活動です。そのため、これらの活動に障害者が参加できる機会をつくる必要があります。

障害者(児)生活実態調査によると、多くの人が余暇の過ごし方としてスポーツや文化活動を望んでいます。しかしながら、健康面や体力面での難しさ、情報や仲間の不足・不在、コミュニケーションの難しさなど、課題も多い状況です。

こうした中、誰もが参加できるニュースポーツとして障害者スポーツが注目されているなど、障害者との交流や理解を深める好機となっています。

今後は、障害者が地域でスポーツや文化活動に参加し、生活を楽しむことができる環境づくりを進める必要があります。

### 《基本方針》

◆障害者がスポーツ・文化活動を楽しめるよう、障害者の利用や参加に配慮した仕組みや環境づくりに取り組みます。

### 《施策の方向》

#### (1) スポーツ活動の促進

○障害者のためのスポーツ大会などのスポーツ活動の場・機会の提供に取り組みます。

○障害者スポーツの指導者育成などにより、障害者のスポーツ活動への参加を促進します。

#### 《具体的施策》

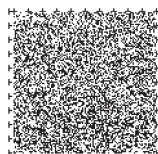
| 番号  | 施策名称              | 施策内容  | 所管部署             |
|-----|-------------------|---|------------------|
| 136 | ふれあいスポーツ大会の開催への支援 | 障害者のスポーツを広めるため、当事者団体等と協力して、障害者ふれあいスポーツ大会を実施します。   | 健康福祉部<br>障害者福祉課  |
| 137 | 障害者スポーツの競技者支援     | 福岡県障害者スポーツ協会や桜花台クラブ(総合型地域スポーツクラブ)と連携して、障害者スポーツの普及・促進に努め、未来のパラアスリートを発掘する。<br>◆数値目標◆<br>未来のパラアスリート発掘に向けてパラリンピック種目体験会等を毎年度2回開催 | 市民文化部<br>体育スポーツ課 |
| 138 | 障害者スポーツ関連情報の提供    | 障害者スポーツに関する市民理解を深めるとともに、参加意欲の増進のため、障害者スポーツに関する情報の収集および提供等に努めます。   | 市民文化部<br>体育スポーツ課 |

#### (2) 文化活動の促進

○イベント等への参加を促し、障害者の文化活動などの場・機会の提供に取り組みます。

#### 《具体的施策》

| 番号  | 施策名称                   | 施策内容                                      | 所管部署 |
|-----|------------------------|---|------|
| 139 | 国内外イベント等への参加促進(再掲:151) | 各イベントにおいて、情報発信やバリアフリーに努めるなど、障害者の参加を促進します。 | 全庁   |



### 3 | 社会教育の充実

#### 《現状と課題》

障害の有無に関わらず、学校での教育だけでなく、社会においても様々なことを学ぶことは重要であり、そのような学びの機会が確保されることが大切です。

障害者(児)生活実態調査によると、余暇の過ごし方として「趣味などのサークル活動・生涯学習」が3位にあがるなど、高いニーズがうかがえます。

本市では、生涯学習センター等において障害者を含めたあらゆる世代の市民向けの学習講座を開催するほか、地域で行われる生涯学習の場に参加しやすい環境づくりとして、校区コミュニティセンター（校区公民館）などのバリアフリー化、学習会などへの手話通訳派遣などに取り組んでいます。

今後も、ニーズを把握しながら、障害者が地域の中で生涯学習等に参加しやすい環境づくりに取り組むことが必要です。

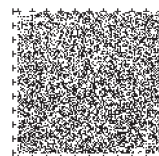
#### 《基本方針》

◆障害者の社会教育を推進するため、生涯学習等に参加しやすい環境づくりに取り組みます。

#### 《施策の方向》

##### (1) 生涯学習の推進

- 地域での生涯学習活動を推進するとともに、障害者がこれらの活動に参加できるよう、情報提供や受入れのための配慮に努めます。
- 関連施設の利用料割引制度の周知などにより、障害者の文化活動への参加を促進します。
- 生涯学習センターや図書館などの生涯学習に係る施設において、障害者の利用に配慮した環境や備品等の整備に取り組みます。





《具体的施策》

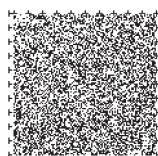
| 番号  | 施策名称                          | 施策内容   | 所管部署             |
|-----|-------------------------------|--|------------------|
| 140 | 生涯学習センターなどで実施する主催講座などの充実      | 生涯学習センターなどで実施する障害者を含めたあらゆる世代の市民のための講座の充実を図ります。   | 市民文化部<br>生涯学習推進課 |
| 141 | 障害者の余暇活動の促進                   | 施設の利用料の割引など、障害者の余暇活動を促進する制度の周知に努めます。   | 健康福祉部<br>障害者福祉課  |
| 142 | チャレンジ土曜塾の実施                   | 校区コミュニティセンターを中心として行われている「チャレンジ子ども土曜塾」については、各校区社会教育団体と連携して、企画・運営面や諸活動について支援を行い、支援が必要な児童の受け入れを促進します。また、ニュースポーツなど誰もが参加しやすい活動を取り入れるほか、情報交換会の開催を促進します。  | 市民文化部<br>生涯学習推進課 |
| 143 | 校区コミュニティセンターでの委嘱学級における手話通訳の実施 | 校区コミュニティセンターでの委嘱学級において、学級生募集の際には、館報やチラシなどで手話通訳についてPRするよう指導するとともに、これらの経費の補助を行います。   | 市民文化部<br>生涯学習推進課 |
| 144 | 点字・録音図書資料の整備充実                | 図書館での録音図書・点字図書を充実するとともに、利用者のニーズに応えられるように音訳・点訳ボランティアの技術向上のため研修を行います。利用者からのリクエストの割合を製作図書数に反映させると共に、プライベートサービスの充実に努めます。<br>◆数値目標◆<br>H35年度（2023年度）末蔵書数<br>録音／カセット：14,000巻<br>点字：4,750冊<br>録音／デージー：840タイトル | 市民文化部<br>中央図書館   |

(2) 社会教育施設などのバリアフリー化

○校区コミュニティセンター等について、障害者に配慮した施設・設備の充実に努めます。

《具体的施策》

| 番号  | 施策名称              | 施策内容  | 所管部署               |
|-----|-------------------|---|--------------------|
| 145 | 校区コミュニティセンター建築費助成 | 校区コミュニティセンター等が障害者にとって利用しやすい施設となるよう、建築・改修に係る費用などの一部を助成します。 | 協働推進部<br>地域コミュニティ課 |



## 4 地域活動や国内外交流の促進 重点施策

### 《現状と課題》

共生社会の実現のためには、同じ地域に住む人同士が、障害の有無に関係なく、お互いを理解・尊重し合いながら、さまざまな活動に参画していくことが大切です。

しかしながら、障害者(児)生活実態調査によると、障害者の約7割は地域活動に参加しておらず、その主な理由として「どのような活動が行われているか知らない」「一緒に活動する友人・仲間がない」「コミュニケーションが難しい」といった課題が上位にあがっています。

障害者は特別な存在ではなく、共に地域社会を構成し支え合う住民同士として、多くの機会をとらえて交流を図り、お互いに理解を深め合うことが必要です。

また、本市の障害者と国内外の様々な人との交流の機会づくりの一環として、各種イベントへの障害者の参加促進を図っていますが、今後も企画内容や環境整備などの配慮を行いながら継続していく必要があります。

### 《基本方針》

- ◆障害者が地域の様々な活動へ参画し、多くの人と交流できるよう、活動参加の機会づくりや参加しやすい環境整備に取り組みます。

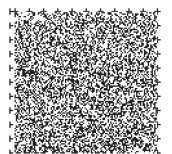
### 《施策の方向》

#### (1) 地域活動などへの参加促進

- 障害者が地域活動に参加できるよう、地域活動に係る情報提供や、地域関係者などに対する理解促進に取り組みます。
- 審議会等への登用など、まちづくりへの障害者の参画や意見提案の機会確保に努めます。
- 障害者や家族などの当事者団体を育成・支援します。

### 《具体的施策》

| 番号  | 施策名称             | 施策内容   | 所管部署                                  |
|-----|------------------|--|---------------------------------------|
| 146 | 地域活動への啓発・支援      | 障害の有無に関係なく、市民誰もが地域行事に参加できるよう、地域コミュニティ組織への情報提供や地域活動への支援などを行うとともに、地域行事への参加に関する理解が進むよう、校区コミュニティ組織への研修等を実施し、関係部局や校区まちづくり連絡協議会と協力・連携しながら、啓発に努めます。 | 協働推進部<br>地域コミュニティ課<br>健康福祉部<br>障害者福祉課 |
| 147 | 審議会・委員会などへの登用の促進 | 障害者に関係のある施策を協議する審議会などへの障害者の登用を図ります。  | 健康福祉部<br>障害者福祉課<br>全庁                 |
| 148 | 障害者団体への支援        | 障害者団体へ各種活動支援と各種事業実施への補助などを行います。  | 健康福祉部<br>障害者福祉課                       |
| 149 | 協議体（支え合い推進会議）の設置 | 地域の現状把握や課題整理、地域ニーズと活動とのマッチング等を行う「協議体（支え合い推進会議）」を設置し、地域における支え合いの仕組みづくりに努めます。<br><br>◆数値目標◆<br>H35年度（2023年度）設置校区数 46校区                         | 健康福祉部<br>地域福祉課                        |

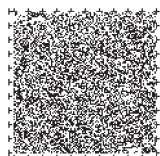


**(2) 国内外での交流の促進**

○国内外の交流イベントにおいて、障害者が参加しやすい環境づくりと参加促進に努めます。

**《具体的施策》**

| 番号  | 施策名称                   | 施策内容                                      | 所管部署            |
|-----|------------------------|---|-----------------|
| 150 | 国内交流事業の促進              | 各種交流イベントへの障害者の参加を促進します。                   | 健康福祉部<br>障害者福祉課 |
| 151 | 国内外イベント等への参加促進（再掲：139） | 各イベントにおいて、情報発信やバリアフリーに努めるなど、障害者の参加を促進します。 | 全庁              |



## 5 | ボランティアなどの育成・活動促進

### 《現状と課題》

障害者が安心して地域で暮らし続けるためには、障害福祉サービスなどの公的な支援だけでなく、ボランティアなどによる、より身近できめ細やかな支援があることが大切です。

本市では、市民活動サポートセンターを中心に、様々な分野の市民活動やボランティア活動の支援、手話通訳員や要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の養成などに取り組んできました。

今後も市民活動サポートセンターでの市民活動の育成・支援に取り組むとともに、更なるボランティア活動の充実を図るため、久留米市社会福祉協議会など関係団体と連携を図りながら、福祉ボランティアの育成に取り組むことが必要です。

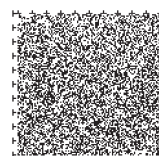
### 《基本方針》

- ◆市民及び関係団体などと連携・協働して、障害者の生活を地域で支える福祉ボランティアの育成・支援に取り組めます。

### 《施策の方向》

#### (1) ボランティアなどの育成・活動促進

- 福祉ボランティアを含む市民活動支援のため、市民活動サポートセンターでの相談・支援や市民活動保険への加入を継続していきます。
- 久留米市社会福祉協議会などの関係機関と連携して福祉ボランティアの育成に努めるとともに、地域活動支援センターにおいてもボランティア養成に取り組めます。



## 《具体的施策》

| 番号  | 施策名称                         | 施策内容  | 所管部署            |
|-----|------------------------------|---|-----------------|
| 152 | 障害者分野のボランティア活動の促進            | NPO やボランティア等の各種講座やイベントを行い、障害者福祉分野のボランティア活動の促進、活動団体の育成に努めます。<br>◆数値目標◆<br>H35 年度（2023 年度）ボランティア情報ネットワーク障害者福祉分野の登録団体数 48 団体 | 協働推進部<br>協働推進課  |
| 153 | 久留米市社会福祉協議会など関係機関との連携        | 久留米市社会福祉協議会や久留米市ボランティア連絡協議会などと連携して、福祉ボランティアの育成に努めます。  | 健康福祉部<br>障害者福祉課 |
| 154 | 手話通訳者・要約筆記者養成講座の実施           | 手話通訳者・要約筆記者養成を目的とした講習会を実施します。<br>◆数値目標◆<br>H35 年度（2023 年度）講座修了者数<br>手話奉仕員養成講座：25 人<br>要約筆記奉仕員養成講座：5 人                     | 健康福祉部<br>障害者福祉課 |
| 155 | 盲ろう者向け通訳・介助員養成講座の実施          | 関係機関と連携し、盲ろう者向け通訳・介助員養成講座を実施します。<br>◆数値目標◆<br>H35 年度（2023 年度）修了者数 20 人  | 健康福祉部<br>障害者福祉課 |
| 156 | 音訳・点訳ボランティア養成講座の実施           | 音訳・点訳ボランティア養成講座を実施し、点字・録音図書資料の整備充実を図ります。<br>◆数値目標◆<br>音訳・点訳ボランティア養成講座年 1 回開催  | 市民文化部<br>中央図書館  |
| 157 | 地域活動支援センター（I 型）の運営支援（再掲：133） | 障害者の日中活動の場及び地域の支援ネットワークの中核として、地域活動支援センターを運営します。また、障害者理解の促進、地域住民ボランティア養成についても取り組みます。                                       | 健康福祉部<br>障害者福祉課 |

